

セカンドオピニオンの指針

セカンドオピニオンの大前提は、患者さんの自己決定の尊重にあります。

小樽掖済会病院は患者さんの権利と責任に5項目を設けており、その中で患者さんが自由に医療を選択する権利があることを示しています。

- 最良の医療を受ける権利
- 医療情報を知る権利
- 自己決定の権利
- プライバシーが保護される権利
- 参加と共同の責任

当院で治療中の患者さんが、他の病院の医師のセカンドオピニオンを希望される場合

- ①受診する施設等が特定されていない場合でも、診療情報提供書の作成は可能ですが、受診する施設名・医師名が特定されている場合には、それに応じて診療情報提供書を作成します。
- ②諸検査結果、レントゲン写真・病里組織など、診察に必要な資料を提供します。
- ③個人情報保護を考慮し、紹介状と資料は患者さん本人に手渡すことを原則としますが、先方の医療機関から要望があった場合は事前に必要な資料を提供する場合があります。
- ④セカンドオピニオンの結果は紹介状の返事として受取、以後の検査・治療の選択については、患者さんの意志を尊重します。

他の病院で診療中の患者さんが、当院医師のセカンドオピニオンを希望される場合

- ①主治医または担当医の紹介状が必要です。それまでの検査結果・レントゲン写真、病理組織診断などの必要な資料を持参していただきます。
- ②患者さん本人が受診するのが原則ですが、患者さんの同意を得た場合にはご家族の方だけでも受診が可能です。
- ③受診の結果は、患者さんにご説明するとともに、紹介状の返事として主治医または担当医にお知らせします。

■お問い合わせ先■ 平日 月～金 8:30～17:00 土曜 第2/第4 8:30～12:30
当院 1F 地域医療連携室 電話 0134-24-3858 FAX 0134-25-3665